業務提携に関する検討会(第1回)議事要旨

- 1 日 時 平成30年12月14日(金)14:00~16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会大会議室(11階)
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 検討会の趣旨・議事の取扱い
 - (3) 事務局からの説明
 - (4) 討議
 - (5) 閉会

5 議事概要

- (1) 事務局から、「業務提携に関する検討会」の開催について(案)(資料1) について説明があり、原案のとおり委員の了承を得た。
- (2) 続いて、事務局から、本検討会において想定される論点案について(資料2)に基づき説明を行った上で、委員間で議論が行われたところ、各委員から出された意見等は以下のとおり。
- 業務提携が独占禁止法上の問題になり得ると必ずしも認識していない事業者もいれば、問題のない業務提携であっても萎縮してしまっている事業者もいる。そのため、考え方を体系的に整理することで、双方に対し、適切なガイダンスを与えることができればよいと思う。
- 〇 業務提携が競争に与える影響の評価枠組みは、経済学的観点からは企業結合規制と同一と捉えられ得るところ、これら2つの規制体系の理論的統合も 念頭に検討すべきではないか。
- 業務提携には効率性の向上というメリットがある一方, 類型によっては, カルテルとの境目が明確でなく, 競争制限的な要素が強いものもあるので, 具体的な評価枠組みは類型ごとに整理する必要があるのではないか。
- 業務提携が競争に与える影響の程度を評価するに際し、提携の実施期間の 長さをどのように捉え、考慮するのかを検討する必要があるのではないか。
- 共通化割合は、定義や競争に与える影響評価における位置づけが明確でないため、本検討会で明らかにすることは有用ではないか。

- 欧州のガイドラインでは、情報交換活動も業務提携をめぐる論点の一部と 位置づけられており、参考にしてはどうか。
- 昨今, データの競争法上の取扱いが議論されているところ, 業務提携でも その副産物ともいえるデータ等の2次利用や新しい産業の創出が起きており, データに関連する業務提携の考え方を整理する必要があるのではないか。
- データ連携等を目的に複数事業者がコンソーシアムを形成するような提携が実施されているところ、こうしたコンソーシアムが成功すれば、その時点で市場支配力を持ち得ることから、考え方を明確にするニーズがあるのではないか。
- 新市場創出型の業務提携では、既存市場の商品、役務が新市場の商品、役務にバンドリングされることによって、大きな競争制限効果を有することがあり得るので、どのように評価するかを検討する必要があるのではないか。

以上

(文責:公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

業務提携に関する検討会委員名簿

池田 毅 池田·染谷法律事務所 弁護士

石垣 浩晶 NERAエコノミックコンサルティング

マネジングディレクター/東京事務所代表

齊藤 高広 南山大学法学部教授

(競争政策研究センター主任研究官)

多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士

座長 根岸 哲 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授

宮井 雅明 立命館大学法学部教授

(競争政策研究センター主任研究官)

山田 英司 株式会社日本総合研究所 理事

[五十音順, 敬称略, 役職は平成30年12月14日現在]